

広島県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十三年三月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

古屋吉田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市吉田町上入江字下市二〇七一番一 地先から 安芸高田市吉田町上入江字下市二一四番一 地先まで		七・七〇 三二・二二〇	七・七〇 三二・二二〇	七二・五〇	
	七二・七〇 三二・二二〇	七二・五〇			